

平成21年第5回七戸町議会臨時会 会 議 録

平成21年11月24日七戸町告示第40号で、平成21年第5回七戸町議会臨時会を11月27日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

平成21年11月27日 午前10時00分 開会

平成21年11月27日 午前10時28分 閉会

○応招議員（18名）

議 長	18番	田 中 正 樹 君	副議長	17番	工 藤 耕 一 君
	1番	附 田 俊 仁 君		2番	佐々木 寿 夫 君
	3番	天 間 章 八 君		4番	瀬 川 左 一 君
	5番	盛 田 恵 津 子 君		6番	田 嶋 弘 一 君
	7番	田 嶋 輝 雄 君		8番	三 上 正 二 君
	9番	天 間 清 太 郎 君		10番	原 子 孝 君
	11番	川 村 三 十 三 君		12番	松 本 祐 一 君
	13番	二ツ森 圭 吉 君		14番	田 島 政 義 君
	15番	中 村 正 彦 君		16番	白 石 洋 君

○不応招議員（0名）

○町長提出案件

報告第15号（専決第11号） 専決処分事項の報告について（平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第3号））

議案第80号 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第81号 七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第82号 七戸町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議案第83号 七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第84号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

選挙第2号 中部上北広域事業組合議会議員互選の件

○その他

会議録署名議員の指名

会期決定の件

**平成 2 1 年 第 5 回 七 戸 町 議 会 臨 時 会
会 議 録 (第 1 号)**

平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日 (金) 午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

○議事日程

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 提出議案一括上程
「報告第 1 5 号、専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度一般会計補正予算（第 3 号））」から「議案第 8 4 号、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」までの 5 議案、1 報告を一括上程
(町長提案理由説明) |
| 日程第 5 | 報告第 1 5 号 | 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 3 号）） |
| 日程第 6 | 議案第 8 0 号 | 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 8 1 号 | 七戸町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 8 2 号 | 七戸町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 8 3 号 | 七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 8 4 号 | 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第 11 | 選挙第 2 号 | 中部上北広域事業組合議会議員互選の件 |
| 日程第 12 | | 川村三十三君の議会運営委員の辞任の件 |
| 日程第 13 | 選任第 3 号 | 議会運営委員の選任の件 |
| 日程第 14 | | 川村三十三君の議会広報編集特別委員の辞任の件 |
| 日程第 15 | 選任第 4 号 | 議会広報編集特別委員の選任の件 |
-

○本日の会議に付した事件

- | | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期決定の件 |

日程第3		諸般の報告
日程第4		提出議案一括上程 「報告第15号、専決処分事項の報告について（平成21年度一般会計補正予算（第3号））」から「議案第84号、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」までの5議案、1報告を一括上程 (町長提案理由説明)
日程第5	報告第15号	専決処分事項の報告について（平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第3号））
日程第6	議案第80号	七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第81号	七戸町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第82号	七戸町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第83号	七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第84号	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第11	選挙第2号	中部上北広域事業組合議会議員互選の件
日程第12		川村三十三君の議会運営委員の辞任の件
日程第13	選任第3号	議会運営委員の選任の件
日程第14		川村三十三君の議会広報編集特別委員の辞任の件
日程第15	選任第4号	議会広報編集特別委員の選任の件

○出席議員（15名）

議長	18番	田中正樹君	副議長	17番	工藤耕一君
	1番	附田俊仁君		2番	佐々木寿夫君
	3番	天間章八君		4番	瀬川左一君
	6番	田嶋弘一君		7番	田嶋輝雄君
	8番	三上正二君		9番	天間清太郎君
	10番	原子孝君		12番	松本祐一君
	14番	田島政義君		15番	中村正彦君
	16番	白石洋君			

○欠席議員（3名）

5番 盛田 恵津子 君
11番 川村 三十三 君
13番 二ツ森 圭吉 君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又 勉 君	副町長	大平 均 君
総務課長	塚尾 義春 君	支所長 (兼支所庶務課長)	千葉 岩男 君
企画財政課長	楠 章 君	税務課長	似鳥 和彦 君
町民課長	澤田 康曜 君	社会生活課長	附田 繁志 君
健康福祉課長	田中 順一 君	会計課長	天間 勤 君
農林課長	森田 耕一 君	新幹線建設対策課長	八嶋 亮 君
建設課長	神山 俊男 君	商工観光課長	米内山 敬司 君
上下水道課長	天間 一二 君	城南児童館長	向中野 良一 君
教育委員会委員長	中村 公一 君	教育長	倉本 貢 君
学務課長	米澤 秀一 君	生涯学習課長	花松 了覚 君
スポーツ振興課長	櫻田 明 君	中央公民館長	二ツ森 政人 君
南公民館長 (兼中央図書館長)	小原 信明 君	農業委員会会長	佐藤 午之助 君
農業委員会事務局長	大村 清隆 君	代表監査委員	野田 幸子 君
監査委員事務局長	小林 広一 君	選挙管理委員会委員長	松下 喜一 君
選挙管理委員会事務局長	澤田 康曜 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 小林 広一 君
事務局次長 築田 政光 君

○会議録署名議員

6番 田嶋 弘一 君
7番 田嶋 輝雄 君

○会議を傍聴した者（3名）

○会議の経過

○開会宣告

- 議長（田中正樹君） ただいまの出席議員は、15名で定足数に達しております。
したがって、平成21年第5回七戸町議会臨時会は成立いたしました。
ただいまから、平成21年第5回七戸町議会臨時会を開会いたします。
-

○開議宣告

- 議長（田中正樹君） これより、本日の会議を開きます。
-

○日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（田中正樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番田嶋弘一君と7番田嶋輝雄君を指名いたします。
-

○日程第2 会期決定の件

- 議長（田中正樹君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日と決定いたしました。
議長において作成しました議事日程及び説明員はお手元に配付いたしましたとおりであります。
暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

- 議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。
-

○日程第3 諸般の報告

- 議長（田中正樹君） 日程第3 諸般の報告を行います。
議長の諸般の報告につきましては、皆様に配付しておりますので御了承を願います。
-

○日程第4 提出議案一括上程

- 議長（田中正樹君） 日程第4 報告第15号専決処分事項の報告について（平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第3号））から議案第84号一般職の職員の

給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてまでの5議案、1報告を一括して上程いたします。

町長から提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） おはようございます。本日、平成21年第5回七戸町議会臨時会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席を賜りましてまことにありがとうございます。また、行政各般にわたり、議員の皆様には日ごろから大変な御尽力と御指導をいただき、平成21年度予算の執行も計画どおりに進めさせていただいているところであり、重ねてお礼申し上げます。

それでは、今臨時会に上程いたしました議案6件、選挙1件の概要について御説明申し上げます。

報告第15号専決処分事項の報告について（平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第3号））でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,482万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億3,282万円とするものです。歳入につきましては、地方交付税に2,982万円、県支出金に1,500万円を増額し、歳出には新型インフルエンザ予防対策費として、保健衛生費の予防費に同額の4,482万円を増額するものです。

議案第80号は、七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。人事院並びに青森県人事委員会の勧告に準じ、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改正するとともに、住居手当に係る支給対象職員の範囲を改めるため提案するものです。

議案第81号は、七戸町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。青森県人事委員会の勧告に準じ、町長及び副町長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものです。

議案第82号は、七戸町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。青森県人事委員会の勧告に準じ、教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものです。

議案第83号は、七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。青森県人事委員会の勧告に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものです。

議案第84号は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正により、国家公務員の勤務時間が週38時間45分に改定されたことに伴い、勤務時間等に関する所要の改正をするため提案するものです。

選挙第2号は、中部上北広域事業組合議会議員互選の件でございます。当町派遣議員であります川村三十三議員の辞職に伴い、同広域事業組合より後任の派遣議員1名の選出依

頼が来ておりますので、互選をお願いするものです。

以上が今臨時会に上程いたしました議案の概要でございますが、十分御審議を賜り、御賛同いただきますようお願い申し上げ、提出議案の説明といたします。

○議長（田中正樹君） これをもって提出議案の説明を終わります。

これより、議案審議に入ります。

○日程第5 報告第15号

○議長（田中正樹君） 日程第5 報告第15号専決処分事項の報告について（平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

これより、質疑に入ります。歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第15号専決処分事項の報告について（平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第3号））は原案のとおり承認されました。

○日程第6 議案第80号

○議長（田中正樹君） 日程第6 議案第80号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。発言を許します。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） 今度の給与の切り下げによって、大体平均すると、役場の職員、平均というのは職員で大体年額どれぐらいの減収になるのか。もう一つは、これは今年度の4月1日にさかのぼって実施するとすれば、これはどこで調整するのか。以上2点伺いたいと思います。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。

当町の職員平均年齢で45.6歳になります。そして、月にしますと、給与から約735円前後の減額、そして、手当からは約1割、3万5,000円から6,000円ぐらいの減額になるだろうと予想しております。年収の減額につきましてはちょっと計算しており

ませんので、後ほど御報告したいと思いますけれども、全体で見ますと、6月の手当で減額、これは共済費等も含みますけれども、2,000万円強ですね、0.1月分減額しておりますので、そして、今回からの減額は1,100万円ぐらいで、トータルで3,100万円ぐらいの減額ということになっております。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対の者の発言を許します。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） 私は、今度の公務員の給与の減額について反対いたします。

理由の一つは、4年ぶりに月額給料に切り下げている、二つ目の問題は、6月にもボーナスをカットし、さらに12月までもカットすると、こういうふうなやり方は例を見ないやり方です。さらにまた4月1日にさかのぼって給与の減額を行うと、先ほど説明がなかったのですが、これは12月の期末手当から調整して引くということになると。労働者にとって不利益な待遇は遡及してはならないというのが原則であります。そのような原則を無視しております。

ところで、皆さんも知っていると思いますが、サブプライムローン、あるいはリーマン・ブラザーズの問題などによる金融恐慌によって、外需に頼っている日本の経済がどんどんと疲弊し、さらに、労働者の賃金、待遇がカットされている中で、デフレが進行しているわけでありまして。このデフレは、賃下げをすると会社のものが売れなくなる、会社の事業が縮小してくる、さらに賃下げとデフレスパイラルに陥っている、こういう中で、政府が行うのは、金融緩和や労働者に対する待遇の改善によって内需を拡大し、そして景気の回復を図らなければなりません。これを前もって労働者、公務員労働者を先頭に給与を切り下げていく、このことがさらに民間の労働者の賃金も切り下がる、こういう点で、経済の政策としては全くこれは時宜にかなっていないものであると考えます。

また、さらに、日本の国では、労働者の派遣労働やパートの労働者がふえることによって全体の賃金が下がる、その分、企業の内部留保がふえ、資本金10億円以上の企業の内部留保は100兆円を超えています。このわずか1%を崩すだけでも、労働者の1万円以上の賃上げは可能であります。このような大企業のもうけに対して手をつけずに、私たち公務員労働者の賃金に手をつける、こういうことは許されるものではありません。景気対策の上からも、こういう賃下げはやってはならないということを申し述べまして、反対討論といたします。

○議長（田中正樹君） 次に、原案に賛成の発言を許します。発言者ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案の採決は、起立採決とします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

○議長（田中正樹君） 起立多数。
したがいまして、議案第80号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第81号

○議長（田中正樹君） 日程第7 議案第81号七戸町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
これより質疑に入ります。発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第81号七戸町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第82号

○議長（田中正樹君） 日程第8 議案第82号七戸町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
これより質疑に入ります。発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第82号七戸町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第83号

○議長(田中正樹君) 日程第9 議案第83号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第83号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第84号

○議長(田中正樹君) 日程第10 議案第84号一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。発言を許します。

8番。

○8番(三上正二君) 時間なのですけれども、週40時間で今まで来ているのが、それが週38時間45分ということになるのですけれども、これはやっぱり、一般的な形でもこれは影響が出てくるのでしょうかね。例えば、普通一般で使われている人も週40時間という形になっているのですけれども、こういうふうには人事院で38時間45分ということになると、やっぱり周りの普通の民間の企業あたりにも影響が出てくるわけですよ。その辺の絡みのところ、もしわかっていたら教えてください。

○議長(田中正樹君) 総務課長。

○総務課長(塚尾義春君) お答えいたします。

この勧告出たのが、昨年度出ていました。というのは、これは人事院会のほうで全国の50人以上の企業の勤務時間を調査した結果、昨年度でも1日7時間45分、週、そういうことで、一般企業、50人以上の企業ですよ、全国で、7時間45分というようなことでなされていて、公務員もそれに準じて7時間45分にしなさいという勧告が出されたものです。ですから、中小企業50人未満のところにはまた、これは昨年度から該当していないと思いますけれども、50人以下のほうにはちょっと影響が出るのかなと思っていました。

以上です。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 例えば、人事院勧告で給料も下げなさいということで下げるのですけれども、ただ、ここで時間が短縮されても、給料は一緒ですよ、時間が短縮でも。そうすると、時間割の形にはそんなに給料が下がったということにならないのではないのでしょうか。その辺はどうなのですか。さっき言った平均値のような形で言ったらどうなりますか。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。

昨年度この勧告が出されたとき、前町長は福士さんでしたけれども、今、議員おっしゃったとおり、結局、時間短縮になるということは、給与が上がるのと同じなのだというので、それで今まで見送りという形でやってきておりました。ですから、今、議員指摘のとおり、1日15分の短縮ということになりますと、今回減額になった分と相殺になるのかどうかはわかりませんが、実質は、時間割にすると給与が上がったということで認識していいと思います。

○議長（田中正樹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第84号一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第11 選挙第2号

○議長（田中正樹君） 日程第11 選挙第2号中部上北広域事業組合議会議員互選の件を議題とします。

本件につきましては、去る11月9日付で、川村三十三議員から中部上北広域事業組合議長あてに組合議員の辞任願が提出されて、辞任が許可されております。したがって、中部上北広域事業組合規則第5条第2項の規定により、欠員補充のため互選を行いたいと思います。

選挙の方法はどのようにしたらよろしいでしょうか。議長指名でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 議長指名ということでございますので、指名を行います。

中部上北広域事業組合議会議員に田嶋政義君を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、中部上北広域事業組合議会議員に田嶋政義君が決定いたしました。

○日程第12 川村三十三君の議会運営委員の辞任の件

○議長（田中正樹君） 日程第12 川村三十三君の議会運営委員の辞任の件を議題とします。

去る11月9日付で川村三十三君から、一身上の理由により議会運営委員会を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、川村三十三君の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

○日程第13 選任第2号

○議長（田中正樹君） 日程第13 選任第3号議会運営委員会の選任を行います。

どのようにしますか。議長指名でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） お諮りします。

議長の指名推選の御意見がありますので、委員会条例第8条第1項の規定により、選任の方法は議長において指名推選したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、これより議会運営委員を指名します。

議会運営委員に田嶋弘一君を指名します。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、田嶋弘一君が議会運営委員に決定いたしました。

○日程第14 川村三十三君の議会広報編集特別委員の辞任の件

○議長(田中正樹君) 日程第14 川村三十三君の議会広報編集特別委員の辞任の件を議題といたします。

去る11月9日付で川村三十三君から、一身上の理由により議会広報編集特別委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、川村三十三君の議会広報編集特別委員の辞任を許可することに決定しました。

○日程第15 選任第4号

○議長(田中正樹君) 日程第15 選任第4号議会広報編集特別委員の選任を行います。

どのようにしたらよろしいですか。指名でよろしいですか。

(「議長の指名」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) お諮りします。

議長の指名推選の御意見がありますので、委員会条例第8条第1項の規定により、選任の方法は議長において指名推選したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議長において指名推選することに決定しました。

これより指名します。議会広報編集特別委員に天間章八君を指名します。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、天間章八君が議会広報編集特別委員に決定いたしました。

○閉会宣告

○議長(田中正樹君) 以上をもって、平成21年第5回七戸町議会臨時会に付議されま

した事件はすべて議了しました。

これをもって、平成21年第5回七戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時28分

以上の会議録は、事務局長小林広一の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成21年11月27日

上北郡七戸町議会議長

議員

議員